

成年後見制度



ご存知ですか？

Q 成年後見制度って何ですか。

A 認知症、知的障がい、精神障がいなどで物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。



Q 成年後見制度には、どんな種類があるのですか。

A 「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。



◆法定後見制度

本人の意思決定や、本人が行える力を支援し、契約行為等の必要なサポートをします。

すでに判断能力が不十分な方に代わって法律行為をしたり、本人が交わした不利益な契約を取消したりする制度です。

◆任意後見制度

将来、判断能力が不十分になった時に備えておくための制度です。

社会福祉法人 佐渡市社会福祉協議会 成年後見センター

受付日時 ●平日(月～金) 8:30～17:15 休日 ●土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

☎0259-81-1155 FAX0259-81-1156

●〒952-0206 新潟県佐渡市畑野甲533番地
畑野市民センター2階
<https://care-net.biz/15/sado-shakyo/>

●交通のご案内 新潟交通佐渡 路線バス「畑野学校前」下車すぐ

担当

成年後見センター

認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分になり、自分一人では契約や財産の管理などをすることが難しい方が、安心して暮らすことができるように成年後見制度の活用をお手伝いします。



社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会

こんなとき、成年後見センターへご相談ください。

お問い合わせ・ご相談はこちらへ

☎0259-81-1155 FAX0259-81-1156

成年後見制度について知りたいけど、どこに相談したら良いのかしら…。



お金の管理や福祉サービスの契約を一人でやるのは不安です。誰かお手伝いしてくれる人がいるのか教えてほしいです。



私は後見人等の受任をしています。活動の中で悩んでいることがあり、相談したいのですが…。



知的障がいのある息子のことが心配です。もし、私に万一のことがあったらどうしたらいいのでしょうか。



センターの体制

本人、家族及び支援者など

※相談内容に応じて、地域包括支援センターや相談支援事業所、総合福祉相談支援センター等関係機関と連携します。

申立できる者は、本人、配偶者、四親等内の親族、市長など

相談

成年後見センター

- ◆法人後見事業
- ◆市民後見人養成・活動支援
- ◆受任調整

家庭裁判所

後見人等の受任・監督

受任の審査・助言・監督等

運営委員会
(協議会)

連携

支援者チーム

相談は無料です。秘密は固く守られます。



特徴

関係機関との連携

- 地域の関係機関と連携を図り、ネットワークづくりに取り組みます。
- 支援者チームを構築し、課題解決に向けて支援します。

不正の防止

- 被後見人等に対して、適正な後見業務が行われるように、家庭裁判所だけでなく運営委員会の監督を受け不正を防ぎます。

事業内容

相談事業

成年後見制度に関する相談・対応

後見人等の受任

親族などの受任が難しく、運営委員会の承認を経て、家庭裁判所が認めた場合

新たな後見人等の養成・支援

担い手の拡充、活動支援を目的とした講座等の開催

普及・啓発

地域住民の理解促進を図るための講座等の開催

受任調整

成年後見制度の利用にあたり、成年後見の必要性や後見人候補者について関係者で協議・調整を行う

